

神奈川県環境マネジメントシステム（令和3年4月）

I 環境マネジメントシステムについて

- 環境マネジメントシステムとは、組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針とともに、環境に関する目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続等の仕組みです。
- 神奈川県は、平成12年度に本庁組織で環境マネジメントシステムを構築し、環境配慮の国際規格である「ISO14001」の認証を取得し、その後、全庁組織で環境マネジメントシステムを運営しています。
- そして、平成28年度からは、神奈川県独自の環境マネジメントシステムに移行し、「神奈川県環境マネジメントシステム設置要綱」及び「同運営要綱」に基づいて、システムを運営しています。
- 本県の環境マネジメントシステムでは、PDCAサイクルにより、継続的な環境配慮の向上を目指すとともに、簡素で効率的な環境配慮を推進することを目指しています。

II 神奈川県環境方針

- システムの運営を通じて取り組む環境配慮や環境保全に関する基本理念並びに基本的方向を、環境方針として定めています。

県は環境基本条例において「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」を基本理念の第一に掲げ、その実現に向け、環境基本計画において「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標として掲げています。

環境はそこに生きる全ての「いのち」の基盤であり、県民が生きる喜びを実感できる「いのち輝く環境」を、将来の世代へと継承して行く必要があることから、県は様々な環境施策に取り組んでいます。

そこで、県は職員一丸となり、持続可能な社会の形成や豊かな地域社会の保全などに率先して取り組み、あらゆる活動で環境への配慮を行います。

（取組方針）

県は環境マネジメントシステムを運用し、事務事業を環境配慮の視点で定期的に見直し、継続的に改善しながら、以下の事項に重点的に取り組みます。

- 1 地球温暖化防止のために、エネルギー使用量の削減に取り組みます。
- 2 循環型社会づくりのために、資源の有効活用や適正処理を図ります。
- 3 環境負荷の低減や汚染の未然防止のために、環境関連法令の順守に努めます。
- 4 職員は、職場はもとより、地域社会、家庭においても率先して環境配慮の取り組みを行います。

平成28年4月1日

神奈川県知事 黒岩 祐治

- 環境マネジメントシステムの環境方針では、「いのち輝く環境づくり」を目指しており、これはSDGsの理念を共有するものです。地球温暖化の防止や、循環型社会づくりに取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図っていきます。

Ⅲ 適用対象組織・推進体制・主な役割

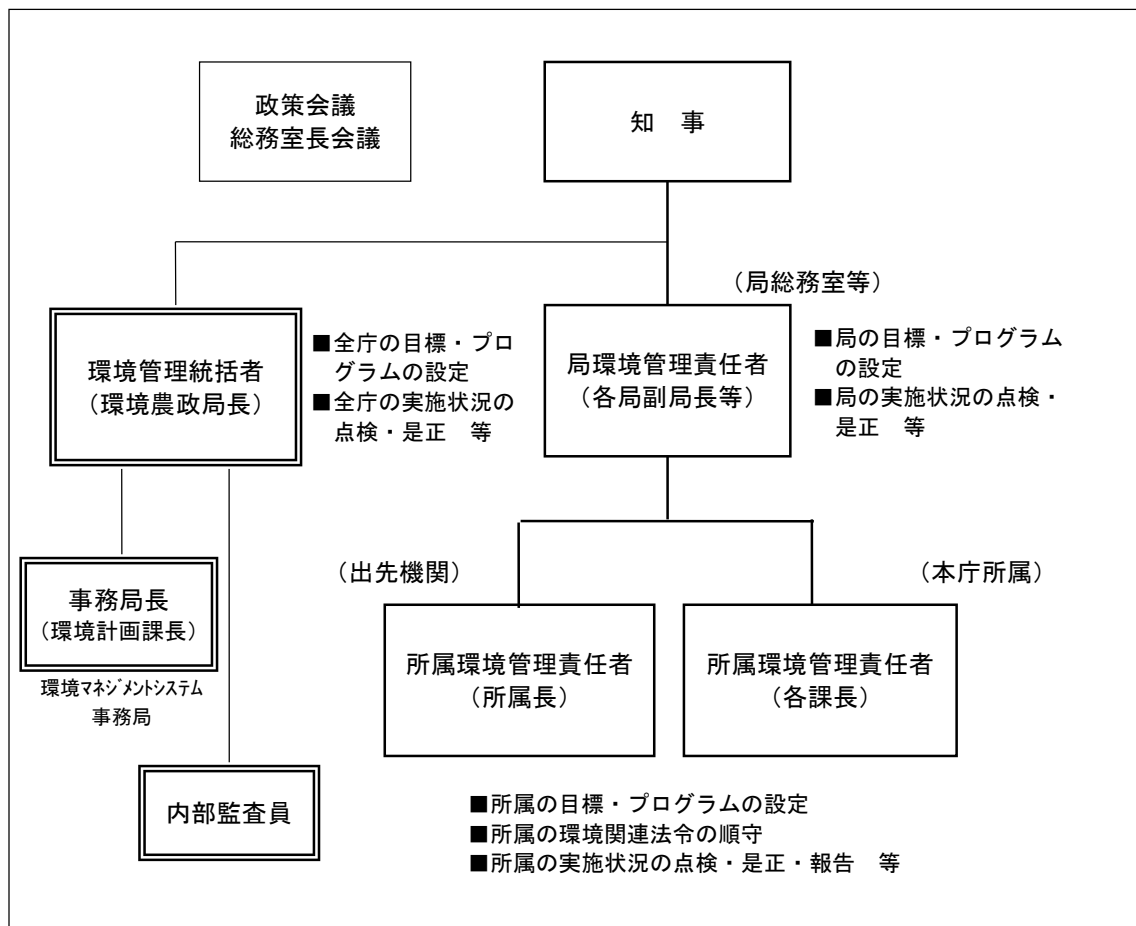
(1) 適用対象組織

- システムの適用対象組織は、以下のとおり全庁としています。

神奈川県行政組織規則第2条に規定する本庁機関及び出先機関
神奈川県企業庁
神奈川県議会議会局
神奈川県教育委員会（附属機関を除く。）
神奈川県人事委員会事務局
神奈川県監査事務局
神奈川県労働委員会事務局
神奈川県選挙管理委員会事務局
神奈川県収用委員会事務局
神奈川海区漁業調整委員会事務局
神奈川県内水面漁場管理委員会事務局
神奈川県警察

(2) 推進体制・主な役割

- システムの推進体制と主な役割を、以下のとおり定めています。



IV 環境関連法令の順守

(1) 対象となる環境関連法令

- システムでは、県が順守すべき環境に関する法律・条例等で、特に重要かつ環境に与える影響が大きい法令等について把握し、その順守状況について定期的に点検を行います。

【重要かつ影響の大きい環境関連法令に係る設備・業務の例】

- ・ 廃棄物の発生、処理
- ・ 公共用水域への排水、下水道への排水
- ・ 化学物質や危険物・高圧ガス等の購入、使用、保管、廃棄
- ・ 微生物関連の検体の受入、分析、保管、廃棄
- ・ 大気汚染、騒音、振動の原因となる設備の運転
- ・ 廃止した県有焼却施設の管理 など

(2) 標準的な環境関連法令

- 庁舎管理において共通的と考えられる設備・業務を中心に「標準的な環境関連法令」を以下のとおりとし、定期的に順守状況の点検を行います。また、下記以外にも、各所属に特有の設備や業務に係る法令も同様に点検を行います。

項番	分類	設備又は業務	順守の対象となる主な法令等
1	大 気	ばい煙発生施設(ボイラー等)	大気汚染防止法
		送風機・空気圧縮機	騒音規制法、振動規制法
		業務用空調機・冷蔵機器等	フロン排出抑制法
2	水 質	公共用水域への排水	水質汚濁防止法
		下水道への排水	下水道法
		浄化槽	浄化槽法
3	化学物質・安全	毒物・劇物の保管等	毒物及び劇物取締法、労働安全衛生法
		危険物の貯蔵(燃料等)	消防法、水質汚濁防止法
		高圧ガスの貯蔵	高圧ガス保安法
4	廃棄物等	廃棄物の処理(一廃・産廃・特管)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 等
		PCB使用機器	PCB廃棄物特措法 等
		焼却施設	ダイオキシン類対策特別措置法 等

V 研修

- システムに関する理解及び自覚を深めることを目的として、以下のような研修を実施します。

主な研修	主な対象者	主な内容
幹部等研修	局環境管理責任者等	県の環境マネジメントシステムなど
所属研修	所属の全職員	県の環境マネジメントシステムなど
環境関連法令研修	庁舎管理の実務担当者	環境関連法令順守のための実務など

VI 環境目標・環境マネジメントプログラム

(1) 環境目標・環境マネジメントプログラムについて

- システムでは、環境方針の目的を達成するための具体的な到達点を「環境目標」として、達成するための具体的な取組内容を「環境マネジメントプログラム」として、定めます。（以下、「目標・プログラム」といいます。）
- 目標は可能な限り数値化します。

(2) 目標・プログラムの設定方法

① 全庁目標・プログラムの設定

環境管理統括者は、全庁に共通の環境目標及び環境マネジメントプログラムを政策会議で審議の上で設定又は改定し、局環境管理責任者に通知します。（全庁の環境目標及び環境マネジメントプログラムは毎年度見直します。）

② 局（所属）の目標・プログラムの設定

局環境管理責任者（所属環境管理責任者）は上記の通知を受け、所管する局（所属）の環境目標・環境マネジメントプログラムを設定又は改定します。その後、局（所属）では、環境マネジメントプログラムを実施し、目標の達成を目指します。

(3) 令和3年度の全庁目標・プログラム

区分	主な目標設定項目	主なプログラム	
地球温暖化の防止	本庁庁舎の電力使用量の削減	○省エネ法に基づく各エネルギー管理者のプログラムの推進	
	出先機関等の庁舎の電力使用量の削減		
	警察の庁舎の電力使用量の削減		○各庁舎管理者のエネルギー使用量削減プログラムの推進
	浄水場の電力使用量の削減		○事務事業温室効果ガス排出抑制計画に基づくプログラムの推進など
	道路照明の電力使用量の削減		
循環型社会づくり	本庁の経常物品のグリーン購入率の向上	○各局のグリーン購入プログラムの実施	
	出先機関等のグリーン購入率の向上		
	警察のグリーン購入率の向上	○各局のコピー用紙削減に向けたプログラムの推進	
	本庁の廃棄物発生量の削減		
	出先機関等の廃棄物発生量の削減	○各庁舎の廃棄物削減・リサイクルプログラムの実施など	
	警察の廃棄物発生量の削減		
	本庁のリサイクル率の向上		
	出先機関等のリサイクル率の向上		
	警察のリサイクル率の向上		
	本庁のコピー用紙使用量の削減		
	出先機関等のコピー用紙使用量の削減		
	警察のコピー用紙使用量の削減		

- 「地球温暖化の防止」、「循環型社会づくり」で定める目標に向けて取り組むことにより、SDGsの目標12「持続可能な消費と生産」や目標13「気候変動への対処」などの目標達成、脱炭素社会の実現に繋がっていきます。
- 具体的な運営方針及び数値目標については、別紙に記載しています。

VII 内部監査

(1) 内部監査について

- システムが適切に実施され、維持されているかどうかを確認するため、内部監査を定期的に行っています。

(2) 内部監査の結果及び是正等

- 監査の結果は、以下の区分により取りまとめます。

- 重大な指摘事項: 監査基準に不適合でシステムに欠陥があるもの
- 軽微な指摘事項: 上記のうち軽微なもの
- 観察事項: システムに欠陥はないが改善することが望ましいもの

- 令和2年度の内部監査の結果は、下記表のとおりでした。指摘事項及び観察事項については、すべての事項について被監査局等が是正または是正方針の策定を実施済みです。

- 実施期間 : 令和2年10月5日から10月14日まで
- 被監査局等 : 10所属(全て書面監査)
- 指摘・観察事項

重大な指摘事項	0件
軽微な指摘事項	2件
観察事項	3件